

## 「市民後見人」養成の取り組み

「地域の権利擁護人材としての活躍を期待」

### 成年後見制度の利用促進の動き

成年後見制度は、平成12年の介護保険制度の創設時期と同じくしてできた制度です。福祉サービスという大きな転換を背景に、認知症や障害などにより判断能力が十分にない方が不利益にならないように契約制度を補完する仕組みが必要となったことによります。

高齢の方、障害のある方が地域とともに生き、安心して生活していくために、国では、老人福祉法、知的・精神障害者福祉法の改正、市民後見推進事業等を実施してきました。平成28年には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の制定、平成29年には「成年後見制度利用促進基本計画」が公表されています。

当該基本計画では制度利用の促進機能として「担い手の育成・活動の促進」に「市民後見人の研修・育成・活用」を挙げています。本会でも、県より「かながわ成年後見推進センター」の運営を受託し、成年後見制度の利用促進のための

事業を展開しており、成年後見制度に関連する相談等をはじめ市民後見人の養成等にも取り組んでいます。

### 市民後見人への期待

成年後見制度では、成年後見人等として親族以外の第三者が選任されるのが約7割で、主に弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士等の専門職や、市町村等が行う市民後見人養成講座を受講し、当該制度に関する一定の知識を学び、実際の活動支援を通じて技術等を身につけた市民が選任される場合があります。

市民後見人には、自身のこれまでのさまざまな経験や、成年被後見人(本人)等と同じ地域社会に住む市民だからこそできるきめ細やかな支援が期待されます。このためには、市民目線を持ち合わせながらも、基礎知識・技術、社会規範、倫理性を常に備え、継続的にそのスキルを高める必要があります。日々の後見活動を市町村社協が支える体制も市民後見人の活動には欠かすことができません。

## 市民後見人養成の取り組み

県内における市民後見人養成の実施方法は2種類で、養成の基礎から実践部分までを単独で実施する「市町村実施型」と、基礎部分(基礎研修)を市町村と本会が協働で実施し、実践的な知識等を習得する研修(実践研修)を当該市町村が実施する「県連携型」があります。

本会では、去る8月下旬から4日間、藤沢市・大和市・座間市の3市との協働で「市民後見人養成講座・基礎研修」を実施しました。



基礎研修の4日目はグループワーク。事例に対する意見を整理しながら実施

基礎研修が修了した後は、各市での実践研修の受講・修了を経て、実践的な支援活動に関わりながら選任に向けた知識や経験を積んでいくこととなります。

先般、県発行の「県のため」(平成30年9月号)では、市民後見人の特集が掲載され、本会にも市民

後見人を目指したい、関心がある等の問い合わせが多数寄せられました。

成年後見制度の利用促進においては、後見人等になりうる人材の育成が急務です。本年度は、前述3市の他、平成31年1月から、茅ヶ崎市・鎌倉市に居住している市民を対象に「県連携型」の養成研修を予定しており、受講申し込みを先立ち11月上旬に当該市で説明会を実施します。

また、市民後見人養成講座の一部を「県民講座」として県民の皆さまに受講していただく機会を設け、制度の理解を広げる取り組みもしています。

(権利擁護推進部)

### 弁護士・アドバイザースタッフを派遣しています

地域における権利擁護ネットワーク形成を目的として弁護士、社会福祉士、臨床心理士等を派遣しております。

支援で直面する対応が難しい事例について専門家と一緒に考えてみませんか。

●県社協権利擁護推進部  
(かながわ成年後見推進センター)  
☎045-312-5788